

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤 藤和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

菅首相の開門決断期待

【西日本・コラム・12月7日】佐賀地裁が諫早湾潮受け堤防排水門の開門を命じた

佐賀地裁が諫早湾潮受け堤防排水門の開門を命じた一審判決は2008年6月のこと。当時、野党の民主党代表代行だった菅直人首相への取材メモをあらためて読み直した。とても威勢がいい▼いわく「そもそも潮受け堤防は百害あつて一利なし」「農林省(農水省)が進めた大失敗を司法の手で、根本のところまで間違っていることを言った。控訴なんてことになれば、それこそ政治がまったく機能していない。民主党が政権を取ったら必ず(事業を)やめる」▼6日、福岡高裁も一審判決を支持した。提訴から8年。一連の訴訟で原告に加わる漁民たちは4県にまたがり2千人を超えた。政治主導を叫ぶのなら決断を引き延ばす余地はないはず。「学べば学ぶにつけ」開門の難しさが分かった一なんていう言い訳は許されない。

【信濃毎日・社説・12月9日】諫早開門 漁業と農業両立の道を

有明海の国営諫早湾干拓事業で福岡高裁は、潮受け堤防の排水門を開けるよう命じた。堤防を閉め切ったために漁業被害を受けたとして、沿岸の漁民が水門の常時開門や堤防の撤去を求めた訴訟である。判決を受けて農林水産省は、1年以上の「長期開門調査」をする方針を固め

た。だが、常時の開放には多額の対策費用がかかるとして応漁業被害を一、二審とも認めた事実は重い。

もともと諫早湾干拓は、菅直人首相が野党時代に「歴史に残る大失敗」と糾弾し、中止を迫った事業である。首相は指導力を発揮し、政治判断によつて上告を取りやめ、常時開門を進めるべきだ。

自民政権時代の大型公共事業は、一度動きだしたら止まらないと言われてきた。諫早湾干拓もそれを象徴する事業に挙げられる。構想が浮上したのは食糧増産が叫ばれた1952年だが、事業計画が決まったのは、米が余つて困つていた86年だ。規模を縮小し、目的を防災に変えて、つじつまを合わせた。97年に約7キロの堤防を閉め切ると、その数年後から近くで特産のノリや高級貝のタイラギが採れなくなった。約2500億円もの事業費を投じながら、海の幸を台無しにしたとすれば、いったい何のための農政かと言いたくなる。政官の無責任な体質はあらためて厳しく問われるべきだろう。

高裁判決は「堤防の防災機能は限定的で、営農に必要不可欠ともいえない」とし、防災対策に必要な3年間の猶予を認めただうで、調査のために2カ所の排水門を5年間開けるよう命じた。厄介なのは事業が進んでしまったことだ。造成された約680ヘクタールの干拓農地で

は2年前から41の個人・法人が営農を始めている。開門すれば用水に海水が混じつて使えなくなり、塩害の恐れもあるとして、農家は強く反対する。もはや事業は元に戻せない。かといつて判決が出た以上、補償や対策工事に数百億円かかるとして難色を示してきた農水省の姿勢は許されない。

これからは開門による農業への打撃をいかに少なくするかを考える必要がある。首相が主導して漁業と農業の両立の道をさぐるべきだ。双方が折り合える最善の手だてを見つけることが事態を長引かせた政治の責任である。問題の大型事業に決着をつけるモデルとしたい。

【北海道・社説・12月8日】諫早開門判決 もう先送りは許されぬ

諫早湾干拓で建設された潮受け堤防の排水門開門をめぐる訴訟で、司法は再び国に開門を命じる判決を下した。原告である有明海沿岸の漁民らは、干拓地造成のため諫早湾の奥を堤防で閉め切ったことが、貝やノリなどの水産資源減少につながったと主張していた。福岡高裁の控訴審判決は、一審の佐賀地裁同様、諫早湾とその周辺で、堤防閉め切りと漁業被害の因果関係を認めた。その上で防災工事などに必要な3年間の猶予期間の後、5年間の常時開門を命じた。政府は再度の判決を重く受け止め、早期に開門を決断すべきだ。

これまで政府に開門を要請したのは司法ばかりではない。ノリの不作を受け、2001年には農林水産省が設置した委員会が数年に及ぶ開門調査を提言したが、調査はわずか1カ月で打ち切られた。干拓完

成前の見直しの機会に目をつぶり、かたくなに事業を推進した農水省の責任は重い。そもそも諫早湾干拓が計画されたのは、食糧難でコメ増産が必要とされた1950年代だ。その後、コメが余り始めると、目的は防災などに衣替えされ着工された。いったん予算が付くと、最後まで止まらない公共事業の象徴として、菅直人首相自身が野党時代、諫早湾干拓を厳しく批判していた。民主党による政権交代の目的の一つは、こうした巨大事業の再検証だったはずだ。政権交代後の今年4月には、政府・与党の検討委員会が開門調査を求める報告書を当時の赤松広隆農水相に提出したが、農水相の交代で結論は先送りされている。

一審判決後、当時の自民政権は開門の是非を判断する環境影響評価(アセスメント)に着手した。これを引き継いだ農水省内には、とりあえず上告して、アセス結果を待つて判断するとの意見もある。民主党が掲げてきた方針に照らしても、菅政権はそのような姑息(ごそく)な時間稼ぎをすべきではない。一方、干拓地では、既に41の個人・法人が営農している。入植した農業者の間には、開門により調整池に海水が混じれば、農業用水として使えなくなり、塩害も発生するとの懸念が広がっている。政府は、開門を前提に、農業者や地元自治体との協議を急ぎ、3年間の猶予期間に代替水源などの対策を講じなければならぬ。

長年にわたる政府の不作為は、沿岸の漁業者と、干拓地の農業者との不幸な対立をもたらした。政府には、漁業再生と営農継続を両立させる責任がある。